特集　中部地区　不正改造車を排除する運動

「知らなかった」では済まされぬ

明確な犯罪行為

街頭活動やポスターで広く周知

中部運輸局　業界とも連携して

中部運輸局は6月、「不正改造車を排除する運動」の強化月間として対応を強化している。毎年恒例の活動だが、不正改造車は交通事故や環境悪化を招く要因となる。さらに、安全、安心な道路環境確保のハードルとなり得るだけに、不断の対策が求められている。また、道路交通の秩序を乱すため、社会的な影響も大きい。中部運輸局では期間中、各県の自動車団体や各企業など関係機関と連携しながら排除に向けた取り組みを強化する方針だ。

中部運輸局でも6月から「不正改造車を排除する運動」がスタートした。期間中、行政を中心に関係機関や団体がさまざまな活動を展開する。自動車のカスタマイズ文化が根付く一方で、違法改造車への対策や安全確保も重要課題だ。取り組みの現状や今後の方向性について、竹村圭史中部運輸局自動車技術安全部長に聞いた。

中部運輸局 自動車技術安全部　竹村　圭史部長

―今年の取り組み方針について

「基本的には昨年までと同様の取り組みを予定している。継続的に啓発活動や関係機関との連携を進めていくことで、不正改造車両の減少に結び付けたい」

―中部地区でも自動車イベントは人気が高く、カスタマイズを楽しみたい層が増えている

「車を自分好みにしたい、他の人とは違う車に乗りたいというニーズは確実に存在する。趣味として楽しむこと自体は、若者のクルマ離れが叫ばれる昨今で歓迎すべきことだ。一方で、安全基準や法令は守る必要がある。カスタマイズイベントでも展示して楽しむ上では問題ないが、公道走行が不可能である車両があることは出展者サイドに伝えている」

―カスタマイズと法令順守の両立が求められる

「その通りで、最低限守るべき安全基準がある。例えば過度な騒音や周囲へ迷惑をかける行為、安全性を損なう改造などは避けることがドライバーの責務だ」

―かつてと比較し、極端に騒音の大きな車は減っている

「減少傾向にはあることは事実だが、残念ながらゼロにはなっていない。今後も啓発活動を続けていく必要がある。行政として地道な取り組みを実行していく」

「数年前に起こった北海道でのタイヤ脱落による小学生の痛ましい事故の記憶も新しい。違法改造ではないが、整備不良車が自動車の安全、安心に関わる一例だ。引き続き、啓もうに取り組んでいく」

―街頭検査では警察本部との連携も欠かせない

「中部地区の各県とも警察本部が協力姿勢を示してもらっており、連携しながら協力して取り組みは年間を通して継続していく。夜間の街頭検査は職員の負担も大きいが、安全を守るために必要な取り組みだ」

―消費者へのPRはどのように進めていくのか

「運輸支局などでのポスター掲示や関係団体を通じた周知を強化している。最近の社会情勢を考慮し、ホームページやSNSなどを活用した情報発信も重要だと考えている」

―業界団体との連携について

「各府県の自販連や振興会などと協力し、点検整備や安全啓発活動を進めている。こうした取り組みは年間を通して継続していく」

カスタマイズ市場　盛り上がり歓迎だが

〝守るべき基準〟がある

自動車利用者へ広く注意喚起

不正改造車とは、自動車の保安基準に適合しない改造が施された車両を指す。暴走行為や過積載などを目的とした改造が行われるケースもあり、安全性を著しく損なうだけでなく、騒音や排出ガスによる環境への悪影響などが懸念されている。中部運輸局は「不正改造は他者を巻き込む明確な犯罪行為であり、知らなかったでは済まされない」とし、自動車利用者へ注意を呼びかけている。

強化月間では主に3つの活動を重点項目に掲げる。1番目は啓発活動で、ポスターやチラシなどを用いて、自動車利用者に不正改造の危険性や法令順守の重要性を広く周知する。2番目は街頭検査で、中部地区の各県の警察や自動車技術総合機構、軽自動車検査協会などと協力し、不正改造車の取り締まりを実施する。不正改造が確認された車両には整備命令が発令される。3番目は情報収集で、市民から寄せられた通報を基に不正改造車利用者へ警告を送り、改善と報告を求める取り組みを進める。

快適な道路環境維持するため

具体的な不正改造の事例としては、タイヤやホイールがフェンダーからはみ出した状態や、基準外の色を使用した灯火類の取り付けなどが挙げられる。また、前面ガラスや運転席・助手席側の窓ガラスへの不適切なステッカー貼付や、基準を満たさない濃い着色フィルムの使用も対象となる。これらは運転者の視界を妨げたり、歩行者や周囲の車両へ危険を及ぼしたりする恐れがあるため、重大な事故につながる可能性が指摘されている。

違反が確認された場合には厳しい措置が取られる。整備命令に従わない場合には50万円以下の罰金が科される可能性があり、不正改造そのものを行った場合には6カ月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科されることもある。安全で快適な道路環境を維持するためにも、一人ひとりがルールを守り、適正な車両管理を行うことが不可欠。中部地区の自動車業界が一丸となって取り組んでいくことになる。

安全を毀損、環境にも悪影響

不正改造は犯罪です!!
不正改造車排除強化月間
〈6月1日～6月30日〉

一社団法人般 日本自動車販売協会連合会
福井県支部
支部長　田中　森
福井市西谷一―一四〇一
電話（〇七七六）三四―一六二二

一社団法人般 福井県自動車整備振興会
会長　田中　森
福井市西谷一―一四〇一
電話（〇七七六）三四―三四三四

一社団法人般 日本自動車販売協会連合会
静岡県支部
静岡県自動車販売店協会
支部長
会長　堀　章弘
静岡市駿河区国吉田二―四―三五
電話（〇五四）二六一―二一七七

一社団法人般 静岡県自動車整備振興会
会長　杉山　智彦
静岡市駿河区中吉田一〇―三六
電話（〇五四）二六三―〇二三三

一社団法人般 静岡県自動車会議所
会長　酒井　公夫
静岡市駿河区国吉田二―四―二六
電話（〇五四）二六三―〇二六一

一社団法人般 愛知県自動車車体整備協同組合
理事長　平岩　晃一
名古屋市昭和区滝子町三〇―一六
電話（〇五二）八七二―九一四三（代表）

一社団法人般 愛知県自動車会議所
会長　山口　真史
名古屋市昭和区滝子町三〇番一六号
電話（〇五二）八八一―一五〇一（代表）

一社団法人般 愛知県軽自動車協会
会長　坪内　孝暁
名古屋市港区いろは町二―五六―二
電話（〇五二）六五九―一〇四一

一社団法人般 愛知県自動車整備振興会
会長　小林　剛
名古屋市中川区昭和橋通四―八―二
電話（〇五二）三五三―六一六一

一社団法人般 愛知県自動車販売店協会
会長　川村　保憲
名古屋市昭和区滝子町三〇―一六
電話（〇五二）八八二―三八三四

一社団法人般 静岡県軽自動車協会
会長　鈴木　恒久
静岡市駿河区国吉田一―一―二七
電話（〇五四）二六二―七六六二

一社団法人般 岐阜県自動車会議所
会長　田口　隆男
岐阜県岐阜市日置江二六四八―二
電話（〇五八）二七九―三七〇一

一社団法人般 岐阜県自動車整備振興会
会長　田口　隆男
岐阜県岐阜市日置江二六四八―四
電話（〇五八）二七九―三七二一

岐阜県自動車車体整備協同組合
理事長　大原　孝司
岐阜県岐阜市日置江二六四八―四
岐阜県自動車整備振興会会館2階
電話（〇五八）二七〇―〇八二〇

一社団法人般 三重県自動車会議所
会長　竹林　武一
津市雲出長常町字六の割一一九〇―一
電話（〇五九）二三四―七二一五

一社団法人般 三重県自動車整備振興会
会長　竹林　武一
津市桜橋三―五三―一一五
電話（〇五九）二二六―五二一五（代表）

一社団法人般 日本自動車販売協会連合会
三重県支部
支部長
会長　岩井　純朗
津市雲出長常町字六の割一一九〇―一
電話（〇五九）二三四―四五六七（代表）

三重県軽自動車協会
会長　磯田　雅伸
津市雲出長常町一一九〇―一
電話（〇五九）二三四―八六一一（代表）